

普通財産(土地)売払公告

普通財産(土地)を一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

愛南町長 清水 雅文 印

1 売払財産(土地)

物件番号	所在地	現況地目	地積	都市計画法上の制限等
1	南宇和郡愛南町 福浦 273 番地 3, 5	宅地	336.55 m <sup>2</sup>	都市計画区域外 用途地域の指定なし 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 及び津波災害警戒区域 (基準水位 2.0~3.0)

2 予定価格

当該土地(物件番号1)の売払の予定価格は、4,000,000円とする。

3 一般競争入札(以下「入札」という。)に参加できる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び同条第2項各号の規定に該当する者
- (3) 税金等の滞納がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び警察当局から排除要請がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者

4 入札心得書及び契約条項を示す場所 愛南町役場 総務課

5 入札参加申込み及び提出期限

- (1) 入札の参加の申込みをしようとする方は、入札日の前日から起算して30日前までに普通財産(土地)売払一般競争入札参加申込書及び誓約書に、発行日から3か月以内の身分証明書及び住民票の写し(法人の場合は現在事項全部証明書及び役員等一覧表)、印鑑証明書並びに税金等納税状況調査同意書を付して提出し(提出の方法は持参、郵送を問わない。)、入札参加資格の有無についての確認を受けること。
- (2) 提出先 愛南町役場 総務課
- (3) 提出期限 令和6年3月25日(月曜日) 午後5時15分まで

- 6 現地説明会  
町長が必要あると認めるときは、入札執行日の14日前までに行うものとする。
- 7 入札保証金  
免除
- 8 入札、開札の日時及び場所
  - (1) 入札書の提出期限 令和6年4月23日(火曜日) 午後5時15分まで
  - (2) 入札書の提出場所 愛南町役場 総務課
  - (3) 開札日時 令和6年4月24日(水曜日) 午前10時00分から
  - (4) 開札場所 愛南町役場本庁3階大会議室
- 9 入札の無効  
入札心得書に記載された、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 契約保証金  
落札者は、入札による売買契約を締結する際に、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、町が定める納付書により現金又は小切手(銀行振出し又は銀行の支払保証のあるものに限る。)で納めるものとする。
- 11 契約書作成及び売買代金支払方法  
契約書の作成を要し、売買代金は、町が発行する納入通知書により一括して町が指定する日までに愛南町指定金融機関に支払うものとする。
- 12 入札に必要なもの
  - (1) 入札参加者が個人であり、本人が提出する場合
    - ① 印鑑(印鑑登録がされた印鑑)
    - ② 入札書
    - ③ 普通財産(土地)売払一般競争入札参加資格確認通知書
  - (2) 入札参加者が個人であり、代理人が提出する場合
    - ① 委任状(印鑑登録がされた印鑑が押印されているもの)
    - ② 委任状に押印されている代理人の印鑑
    - ③ 入札書
    - ④ 普通財産(土地)売払一般競争入札参加資格確認通知書
  - (3) 入札参加者が団体又は法人で、入札に代表権のある者が提出する場合
    - ① 定款等の写し
    - ② 印鑑(印鑑登録がされた印鑑)
    - ③ 入札書
    - ④ 普通財産(土地)売払一般競争入札参加資格確認通知書
  - (4) 入札参加者が団体又は法人で、入札に代表権のある者以外が提出する場合
    - ① 定款等の写し
    - ② 委任状(印鑑登録がされた印鑑が押印されているもの)
    - ③ 委任状に押印されている代理人の印鑑
    - ④ 入札書
    - ⑤ 普通財産(土地)売払一般競争入札参加資格確認通知書

### 13 売払う土地の用途制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から10年間、売払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、契約締結の日から10年間、売払う土地を暴力団又は法律規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売払う土地を貸してはならない。
- (3) (1)又は(2)の条件に違反した場合は、町の定める金額を違約金として町に支払わなければならない。